主 文本件抗告を棄却する。 理 由

申立人等の抗告の理由の要旨は、

抗告人等はいずれもAに対する恐喝被告事件の弁護人であるが、昭和三二年三月であるが、昭和三二年三月であるが、昭和三二年三月であるが、被告人の健康上の理気分がもなり、は、ないのではでする。 田三二年三月一八日千葉拘置所の房内において、急に達したがりである。 田三二年三月一八日千葉均置所の房内において、急に達したがりであることが、1000でまでは、1000でまでは、1000でまでは、1000でまでは、1000ではでは、1000ではでは、1000である。 日本の時間があり、1000では、1000では、1000では、1000では、1000では、1000では、1000では、1000では、1000では、1000では、1000では、1000では、1000では、1000では、1000である、1000である。1000である、1000である。1000である

よつて案ずるに、抗告人等がAに対する恐喝被告事件について、同被告人の弁護としてその主張するごとき理由により千葉地方裁判所に対して被告人の勾留執行 停止申請に及んだことは、本件記録に編綴されている抗告人等連名にて作成名義の 保釈又は勾留執行停止申請と題する書面の謄本によつて明らかである。ところで元 来被告人の勾留停止は、刑事訴訟法第九五条において、裁判所は、適当と認めると きは、決定で、勾留されている被告人を親族、保護団体その他の者に委託し、 被告人の住居を制限して、勾留の執行を停止〈要旨第一〉することができると規定さ れているのであつて、刑事訴訟法上被告人又は弁護人などにおいて勾留停止を申 請</要旨第一>する権利が認められているものではなく、裁判所もかかる申請がなされた場合にこれに対する許否の決定をなすべきことを義務づけられているものではない。すなわち、かかる申請がなされたとしても、それは裁判所に<要旨第二>対して勾留の執行停止決定をうながすに過ぎないのである。しかしまがら、裁判所が進 んで右申請につきこれ</要旨第二>を却下する旨の決定をした場合においては、これ は勾留に関する決定であるから、同法第四二〇条によつてこれに対して抗告できる ものというべきである。しかるところ、本件についてみるに、前掲申請書謄本によ れば、その末尾に「右申請のうち勾留執行停止申請は之を却下す」と附記せられ、 千葉地方裁判所第一刑事部裁判長裁判官「印」とあるのみであつて、合議体である 同裁判所の他の両裁判官の押印はなくかつその作成年月日の記載もないのであるか ら、右をもつて合議裁判所の決定がなされたものとは認めがたく、また仮りにこれ をもつて決定があつたと認めるとしても、その決定書の謄本を申請人に送達して、 その告知がなされたとみるべき跡も存しない。であるから、かかる決定があつたとしてもその効力は未だ発生しないものとみるべきであり、これに対しては抗告するに由なきものであつて、申立人等の主張するごとき勾留を停止すべき事由の有無及び申立人等の申請を却下した決定の適否を判断するまでもなく本件抗告は理由なき ものとして棄却するの外なきものである。

よつて刑事訴訟法第四二六条第一項に則つて主文のとおえり決定する。 (裁判長判事 中野保雄 判事 尾後貫荘太郎 判事 堀真道)